

番 号 : 141076  
国 名 : セネガル  
担当部署 : セネガル事務所  
案件名 : 農業アドバイザー業務

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 農業アドバイザー業務
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年1月下旬から2016年12月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 1.00M/M、現地 18.00M/M、合計 19.00M/M
- (3) 業務日数 :

	準備期間	現地業務期間	整理期間
第1年次	5日	270日	5日
第2年次	5日	270日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 1月7日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 ([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
    - ①類似業務の経験 28点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 12点
    - ⑤業務従事者によるプレゼンテーション 16点
- (計100点)

類似業務	農業・農村開発アドバイザーに係る業務
対象国/類似地域	セネガル/アフリカ
語学の種類	仏語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 黄熱病 : 入国に際してイエローカード(黄熱病予防接種証明書)の提示が

必要です。

## 6. 業務の背景

セネガルは、全人口約 1,200 万人の 71% (約 866 万人) が農業に従事しているものの、GDP に占める農業生産の割合は約 13% と低く、また貧困層の 80% 以上が村落住民であり、食料危機や食料価格高騰等の影響を受け易い状況にある。このため、同国にとって農業・農村開発は経済成長及び貧困削減に資するものとして、開発政策における重要なセクターに位置付けられている。

2014 年 1 月、セネガル政府は経済社会開発国家戦略 (SNDES) に代わる新しい経済社会計画として、セネガル振興計画 (PSE 2014-2032) を公表した。PSE において、農業・農村開発セクターは戦略の 3 本柱の一つである「経済と成長の構造改革」に位置づけられ、「農業の改造は経済構造の改造の先駆的な役割を担い、かつ、経済構造によりもたらされる経済社会的な効果を強化するもの」としてその重要性が示されており、具体的には園芸作物の輸出強化や、米等穀類の生産量増加による貿易収支赤字の是正が挙げられている。具体的な計画として商業的農業と家族的農業という枠組みで 5 つの優先プロジェクトが挙げられている。

セネガル農業農村施設省は、米の自給率を達成するため、2012 年までに 150 万トン (粳換算) のコメを生産するという目標を設定し、2008 年に「国家コメ自給計画 (PNAR)」を策定した。2012 年までのコメ生産 150 万トンの目標は達成されなかったものの、2017 年までに 160 万トンの生産を新たな目標として掲げ、PNAR2 の計画策定を進めていた。2013 年 9 月に就任した新農業大臣の下、農業農村施設省は「セネガル農業推進加速プログラム (PRACAS) (2014-2017)」を新たな農業計画として策定を進め、コメ、玉ねぎ、ラッカセイ、果実と野菜を戦略的な重要作物として選択し、コメ部分は PNAR2 を包含する戦略を策定した。

かかる状況を踏まえ、JICA はセネガル農業・農村開発に対する協力として、第一次産業の振興を通じて農民の所得向上を図ることを目的に、稲作振興と農村経済振興に取り組んでいる。稲作振興においては、「稲作再編調査 (2004-2006)」、「国産米品質向上個別専門家 (2008-2011)」、「セネガル川流域灌漑地区生産性向上プロジェクト (2010-2013)」、「天水稲作持続的生産支援プロジェクト (2014-2018)」等、「アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD)」イニシアチブの枠組みで稲作分野の協力を実施している。農村経済振興では、「農村自立発展プロジェクト (2008-2012)」、「環境と経済が調和した村落開発推進計画調査 (エコビレッジ推進計画) (2012-2016)」他、農村の持続的開発・発展に資する協力を継続している。また、農業・農村施設省官房へ「農業技術アドバイザー (2012-2014)」を派遣し、農業・農村開発政策の計画策定・実施促進能力強化、CARD イニシアチブ推進、二国間協力の支援を行った。セネガル農業農村施設省は、これら我が国の農業・農村開発分野に対する支援を高く評価しており、PRACAS の計画実施能力の強化、我が国との TICADV に基づく二国間協力の更なる推進を求め、農業・農村施設省官房への農業アドバイザー専門家の継続派遣 (2 年間) を要請した。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、カウンターパート機関である農業農村施設省官房に配属し、前任である農業技術アドバイザーの業務を引き継ぎ、農業農村施設省技術顧問として、JICA と同省及び各関係省庁、セネガル農村開発・食料安全保障ドナー会合等との恒常的な連絡・調整・情報収集・協議、調査団・特命事項対応等を行うとともに、セネガル及び周辺国の農業・農村開発セクターの調査等を通じて、協力方針の策定、新規案件形成 (STREPS、民間連携事業等含む) 及び既存案件の実施支援を行う。また、セネガルは日本が支援するサブサハラアフリカにおけるコメ増産に向けた取り組みである CARD イニシアチブの第 1 グループに属していることから、同国における稲作開発分野の支援を通じて農業農村施設省の計画策定・調整能力の向上を図るとともに、TICADV の我が国の支援策である SHEP アプローチの展開、気候変動対策、民間セクター等を含め、今後の農業・農村開発セクターの支援方針の策定を支援する。

具体的な業務内容は以下のとおり。

- ① セネガル国農業・農村開発セクターにおける国家政策や開発計画の策定及び実施促進に関する助言・指導等を行い、カウンターパート機関である農業農村施設省の計画・調整・実施管理能力の

向上を支援する。

- ② 前任の農業技術アドバイザーが実施したセネガルの農業・農村開発セクターに係る調査、収集した他ドナーの支援状況や実施中プロジェクトを踏まえ、対セネガル農業・農村開発セクターのプログラムの精密化、今後5か年の農業・農村開発セクターの支援プログラムの策定を支援する。また、プログラムを構成する事業の案件形成を支援する。
- ③ 農業・農村開発セクターにおいてセネガル及び共通性・関連性のある周辺国(JICAセネガル事務所兼轄国)における同セクターに係る調査を行い、案件形成に繋がる新たな課題・ニーズを把握・分析の上、結果及び提言を農業・農村開発セクター調査報告書にまとめる(畜産・食料安全保障・民間・流通・金融・環境・レジリエンス強化・地方自治・その他関連分野を含む)。なお、調査対象とする周辺国は、JICAセネガル事務所兼轄国とするが、調査開始時の各国の治安・政治情勢を考慮の上で最終決定する。
- ④ セネガルはCARD第1グループに属し、また、JICAセネガル事務所兼轄国のCARD支援対象国においてもコメの生産増に向けた取り組みを強化していることから、セネガル国及びJICAセネガル事務所兼轄国のCARD支援対象国のCARD推進に向けた取り組みを支援する。
- ⑤ セネガル農村開発・食料安全保障ドナー会合、同国農業農村施設省内会合、農村開発・食料安全保障を支援するドナー、NGO等が主催するセミナー出席、現地調査等を通じ、セネガル農業農村施設省と関係機関、関係ドナー間との情報共有及び意見交換の促進を図る。
- ⑥ 我が国の農業・農村開発セクター協力の実施・形成の支援、過去実施された技術協力事業のレビュー、持続的の確保やスケールアップにかかる具体的な提案と助言を行う。
- ⑦ 農業・農村開発セクターでの本邦民間企業の参入、民間連携事業の形成、SATREPSを念頭に大学と連携した事業の形成に関して、セネガル農業農村施設省及び関係機関と調整し、円滑な実施、事業形成、大学連携、民間企業の参入等に協力する。

具体的な業務内容は以下のとおり。

#### <第1年次>

##### (1) 国内準備期間(2015年1月下旬~2月上旬)

- ア 農業技術アドバイザーが作成した報告書や既存資料をもとに、セネガル及び周辺国における農業・農村開発セクター(政策、農業農村施設省の組織体制、制度、関係機関、該当セクター(食料安全保障・アグロビジネス・環境・その他関連分野を含む)の動向)の概況を把握する。
- イ セネガル及び周辺国における稲作開発及びCARDイニシアチブ推進に係る情報収集を行う。
- ウ セネガルにて我が国及び各ドナーの実施する協力案件に係る情報収集を行う。
- エ ワークプラン(第1年次)(和文・仏文)を作成する。
- オ ワークプラン(第1年次)をJICA農村開発部へ提出する。

##### (2) 現地派遣期間(2015年2月上旬~2015年11月上旬)

- ア 現地業務開始時に、ワークプラン(第1年次)をJICAセネガル事務所及び農業農村施設省へ提出し、業務計画の説明を行い、合意を得る。
- イ 農業農村施設省及び関係機関の組織体制、業務所掌を把握するとともに、前任の農業技術アドバイザーが作成した、関係者名簿の更新を行う。
- ウ 農業農村施設省で立ち上げ準備を進めているPNAR調整ユニットの設置に向けて同省への人員配置、予算確保等の必要な助言を行う。また、同省下で実施中の我が国及び他ドナーのPNAR/PRACAS枠内のプロジェクトに関してPNAR調整ユニットでのモニタリング体制の整備にかかる助言を行う。PNAR調整ユニットは農業農村施設省下で実施されるドナー等の事業モニタリングの実施、モニタリングを踏まえた事業計画の立案、必要な事業予算の調整等を実施する役割が期待される。稲作分野における事業のオーナーシップ醸成のためにPNAR調整ユニットの然るべき組織体制と機能を見据えた必要な提案も行う。
- エ 我が国の技術協力事業及び関連事業の円滑な実施と形成のために、農業農村施設省及び関係機関に対して以下の活動を行う。
  - ・ JICA実施中案件及び終了案件のモニタリングと必要な支援にかかる助言。
  - ・ 新規案件の円滑な立ち上げと実施のための助言。

- ・平成 26 年度要請案件にかかる情報収集と案件形成に向けた改善点及び課題を整理する。
  - ・KR 及び 2KR 見返り資金を活用したプロジェクトのモニタリング。
  - ・新規 KR 及び 2KR 見返り資金を活用したプロジェクト検討にかかる助言。
  - ・次年度要請検討案件の要請書取り付け支援。
- オ セネガル農業・農村開発セクター調査に関して、前任の農業技術アドバイザーが実施した農業・農村開発セクター調査の統計データ、ドナーの支援状況等の更新とともに補足情報に関する調査を実施する。必要に応じて周辺国の農業・農村開発セクターの関する情報更新を行う。
- カ セネガル及び周辺国の農業・農村開発セクターにおける新規案件の形成のために優先度、重要度が高いと判断される分野（食料安全保障・アグロビジネス・流通・金融・環境・レジリエンス強化・その他関連分野）及び地域について JICA セネガル事務所と協議の上選定し、詳細調査を実施し、結果及び提言を農業・農村開発セクター調査報告書にまとめるとともに、同調査を通じて得られた教訓、提言事項を農業農村施設省及び関係機関にフィードバックする。第 1 年次の詳細調査は 2 件を目安として実施する。
- キ 農業農村施設省及び関係機関の CARD 担当並びに CARD コンサルタントを含む CARD タスクフォースメンバーとともに CARD イニシアチブ推進のために策定中の農業機械化戦略、稲種子戦略、PNAR2 等の文書化にかかる支援をする。また、農業農村施設省及び関係機関とともに CARD の取り組み状況をレビューし、第 6 回 CARD 総会のための準備を支援する。第 6 回 CARD 総会に出席し、セネガル農業農村施設省及び関係機関の取り組み状況を関係国に共有する。また、各国の取り組み状況を情報収集する。
- ク 農業農村施設省及び関係機関との会合、農村開発・食料安全保障ドナー会合や各ドナーへの個別ヒアリング、我が国の技術協力事業や他ドナーのプロジェクトで実施される会合に農業農村施設省技術顧問として参加し、農業・農村開発セクターの支援状況に関する情報収集を行うとともに我が国の協力事業に関する情報発信を行う。また、我が国の農業・農村開発セクターの協力事業と他ドナーの協力案件との積極的な連携を検討する。特に稲作開発関連活動については詳細を確認する。
- ケ 農業農村施設省及び関係機関が実施している主要プログラムの実施状況及び主要他ドナーのプロジェクト実施状況を調査し、優良事例、実施上の課題、インパクト等の結果をレポートにまとめる。また、過去に実施した JICA の事業の対象地域を現地調査し、成果の定着状況、教訓、課題等を情報収集し、レポートにまとめる。
- コ セネガル農業・農村開発セクターにおける民間事業者、研究機関、大学、NGO 等の活動、取り組みを視察し、優良事例、課題等の情報を整理する。また、我が国の民間企業のセネガルへの事業進出にかかる必要な情報（土地登記、法人登録制度、税金等）の収集、民間企業関係者訪問時には農業農村施設省及び関係機関との連絡調整等の支援を行う。
- サ 農業農村施設省技術顧問として、他ドナー等の農業・農村開発セクターに関連する調査、農業農村施設省及び関係機関のサイト視察にも対応し、必要な情報収集等を行う。また、JICA が派遣する調査、訪問者等にも対応し、実施中及び形成中の技術協力事業や調査の円滑な遂行等を支援する。
- シ 農業農村施設省から各種政策文書に関するコメントが求められた際は、他ドナーの支援状況、JICA の支援方針及び事業成果に基づきコメントレポート、資料を作成し、JICA セネガル事務所と調整のうえ必要な対応をとる。
- ス 業務の円滑な実施のため、JICA が実施する他セクターの技術協力事業、専門家等と積極的に情報交換を行い、他セクターの動向を把握し、農業・農村開発セクターとの連携について検討する。また、農業・農村開発セクターの活動の調和化を図るため、JICA 既存案件関係者を集めた進捗確認・情報共有の会合を開催する。
- セ 我が国とセネガル及び周辺国との間で実施が予定される政策協議・実務者協議に農業農村施設省技術顧問として出席し、農業農村施設省に対して我が国の援助方針の理解が促進されるよう助言・提言等の支援を行う。要望調査に関連し、JICA と共同で支援ニーズ、新規案件形成に関する情報収集を行い、新規案件の形成支援を行う。新規案件の形成において必要に応じてステークホルダーを集めた会合を開催する。農業農村施設省及び関係機関に対して、要請書作成のための情報提供を行う。農業農村施設省及び関係機関から要請のあった関連案件に関して、

必要に応じて追加情報の収集を行う。

- ソ 現行の JICA の農業・農村開発セクターの支援方針及び事業全般の分析をする。また、他ドナーの支援方針及び事業全般及び民間セクターの活動状況の分析を行い、JICA 支援の方向性、デマケーション及び連携の可能性等必要な支援方策について分析し、JICA に提言する。また、農業・農村開発セクターで今後集中して取り組む優先課題の抽出とプログラム案、今後 5 カ年のプロジェクト形成案について JICA セネガル事務所に提案する。
- タ 随時農業農村施設省と協議・報告を行うとともに上記（2）の業務に関わる助言・提言内容は書簡にまとめ提出・報告する。また、JICA セネガル事務所との連絡・協議を行い、月報による進捗報告を行う。
- チ 四半期毎に、業務進捗報告書（第 1 年次）（和文、仏文）を作成の上、JICA セネガル事務所、農業農村施設省あて提出・報告する。
- ツ 第 1 次現地派遣期間の業務結果を取りまとめ、専門家業務完了報告書（第 1 年次）（和文・仏文）を作成の上、JICA セネガル事務所、農業農村施設省及び在セネガル日本国大使館あて提出・報告する。業務完了報告書には、上記の業務を通じて収集作成した資料、レポート、報告書、農業農村施設省に提出した提言・助言の書簡等を添付する。

（3）帰国後整理期間（2015年11月中旬）

- ア 専門家業務完了報告書（第 1 年次）（和文）を JICA 農村開発部あて提出し、第 1 次現地派遣期間における業務結果を報告する。

<第 2 年次>

（4）国内準備期間（2016年1月上旬）

- ア 第 2 次現地派遣期間に向けた情報収集等の準備を行う。
- イ 第 2 次現地派遣期間のワークプラン（第 2 年次）（和文・仏文）を作成し、JICA 農村開発部あて提出する。

（5）現地派遣期間（2016年1月中旬～2016年11月上旬）

- ア 現地業務開始時に、ワークプラン（第 2 年次）を JICA セネガル事務所及び C/P 機関へ提出し、業務計画の確認を行う。
- イ 上記（2）イ、エ及びオの業務を継続し、最新情報を整理するとともに、農業農村施設省及び関係機関への支援を行う。また、活動全体を踏まえ、新たに取り組むべき活動があると判断された場合は、JICA セネガル事務所と協議の上、同活動も業務内容に含める。
- ウ 上記（2）ウの業務を継続し、PNAR 調整ユニットによる PNAR/PRACAS の実施状況のモニタリングの支援と必要な助言を行う。
- エ 上記（2）カの業務を継続し、第 2 年次現地派遣は 2 件の調査を目安として実施する。分野（食料安全保障・アグロビジネス・流通・金融・環境・レジリエンス強化・その他関連分野）及び地域について JICA セネガル事務所と協議の上選定する。
- オ 上記（2）キの業務を継続し、第 6 回 CARD 総会の結果を踏まえ、「セ」国の CARD 進捗にかかる課題抽出を行うとともに、農業農村施設省及び関係機関に対して今後の CARD の取り組み方針について助言する。
- カ 上記（2）ク及びケの業務を継続し、第 1 年次の活動を通じて得た情報をもとに、他ドナーが実施するプロジェクトと JICA の技術協力事業の具体的な連携、スケールアップにかかる取り組みについて農業農村施設省と関係機関、関係ドナー及び JICA セネガル事務所に対して提案する。
- キ 上記（2）コ～ソの業務を継続し、最新情報を整理するとともに、農業農村施設省及び関係機関への支援を行う。また、活動全体を踏まえ、新たに取り組むべき活動があると判断された場合は、JICA セネガル事務所と協議の上、同活動も業務内容に含める。
- ク 随時農業農村施設省と協議・報告を行うとともに上記（5）の業務に関わる助言・提言内容は書簡にまとめ提出・報告する。また、JICA セネガル事務所との連絡・協議を行い、月報による進捗報告を行う。
- ケ 四半期毎に、業務進捗報告書（第 2 年次）（和文、仏文）を作成の上、JICA セネガル事務所、

農業農村施設省あて提出・報告する。

- コ 現地業務完了に際し、第1年次及び第2年次の業務結果を取りまとめ、専門家業務完了報告書（第2年次）（和文・仏文）を作成の上、JICA セネガル事務所、農業農村施設省及び在セネガル日本国大使館あて提出・報告する。業務完了報告書には、上記（5）の業務を通じて収集作成した資料、レポート、報告書、農業農村施設省に提出した提言・助言の書簡等を添付する。

（6）帰国後整理期間（2016年12月上旬）

- ア 専門家業務完了報告書（第2年次）（和文）を JICA 農村開発部あて提出し、業務結果を報告する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は専門家業務完了報告書とする。成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出すること。

〈第1年次〉

### (1) ワークプラン（第1年次）

仏文6部（農業農村施設省2部、JICAセネガル事務所3部、JICA農村開発部1部）

和文4部（JICAセネガル事務所3部、JICA農村開発部1部）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

### (2) 業務進捗報告書（第1年次）（※四半期毎に作成）

仏文6部（農業農村施設省2部、JICAセネガル事務所3部、JICA農村開発部1部）

和文4部（JICAセネガル事務所3部、JICA農村開発部1部）

記載項目は以下のとおり。

①業務の具体的内容

②業務の達成状況

③業務実施上の課題と対応策等

### (3) 専門家業務完了報告書（第1年次）

仏文6部（農業農村施設省2部、JICAセネガル事務所3部、JICA農村開発部1部）

和文4部（JICAセネガル事務所3部、JICA農村開発部1部）

記載項目は以下のとおり。

①業務の具体的内容

②業務の達成状況

③業務実施上遭遇した課題とその対処

④業務実施上での残された課題

⑤業務結果に基づく教訓・提言等

〈第2年次〉

### (1) ワークプラン（第2年次）

仏文6部（農業農村施設省2部、JICAセネガル事務所3部、JICA農村開発部1部）

和文4部（JICAセネガル事務所3部、JICA農村開発部1部）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

### (2) 業務進捗報告書（第2年次）（※四半期毎に作成）

仏文6部（農業農村施設省2部、JICAセネガル事務所3部、JICA農村開発部1部）

和文4部（JICAセネガル事務所3部、JICA農村開発部1部）

記載項目は以下のとおり。

①業務の具体的内容

②業務の達成状況

③業務実施上の課題と対応策等

- (3) 専門家業務完了報告書（第2年次）（第1年次と第2年次の業務を統合した最終報告とする）  
仏文6部（農業農村施設省2部、JICAセネガル事務所3部、JICA農村開発部1部）  
和文4部（JICAセネガル事務所3部、JICA農村開発部1部）

記載項目は以下のとおり。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況
- ③業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④業務実施上での残された課題
- ⑤業務結果に基づく教訓・提言等

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田⇒パリ⇒ダカール⇒パリ⇒成田を標準とします。

### (2) 臨時会計役の委嘱

現地派遣機関に発生する一般業務費（車両関係費、資料等作成費、備上費、消耗品費、ワークショップ開催費等）は当機構セネガル事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

現地派遣期間は以下を予定しているが、ある程度の調整は可能です。

第1年次現地派遣 2015年2月上旬～2015年11月上旬

第2年次現地派遣 2016年1月中旬～2016年11月上旬

#### ②現地での業務体制

農業農村施設省技術顧問として業務を行います。農業農村施設省では次官、PNAR長、技術顧問が本件業務のC/Pとなります。農業農村施設省に常駐の上必要に応じ出張・外勤を行い、JICA、農業農村施設省、ドナー、関係機関との恒常的な連絡・調整を行う。このため、仏語で業務を行うこととなります。国際会議開催、ドナー調整等の業務が含まれることから英語能力も必要です。農業・農村開発セクターの調査ではローカルコンサルタントを活用（現地再委託）して実施することも可能ですが、当該経費は契約に含まないため、見積書への記載は不要です。

#### ③便宜供与内容

JICAセネガル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎（第1年次現地派遣）

あり

イ) 宿舍手配（第1年次現地派遣着任後1週間）

あり

- ウ) 車両借上げ（第1年次現地派遣着任後1週間程度）  
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
- エ) 通訳備上  
なし
- オ) 現地日程のアレンジ（省庁へのアポイント等）  
JICAセネガル事務所が必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供  
農業農村施設省の執務スペース提供（ネット環境完備）

## (2) 参考資料

- ①本業務に関連する以下の資料を当機構農村開発部農業・農村開発グループ第五チーム（TEL:03-5226-8437）にて配布します。
  - ・セネガル農業技術アドバイザーが作成した各種報告書（業務進捗報告書、専門家業務完了報告書、セネガル農業・農村開発セクター現況調査報告書、ガンビア農業・農村セクター現況調査報告書等）
- ②本業務に関連する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。
  - ・農業技術アドバイザーの基本情報  
(<http://gwwwb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/D2CBDCDDE2E1840A49257A850079D64B?OpenDocument&pv=VW02040102>)

## (3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

- ① 実施時期：2015年1月9日（金）夕方（予定）  
（詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
- ② 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室  
（当日機構へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。）
- ③ 実施方法：
  - ・一人当たり、プレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定。
  - ・プレゼンテーションでは、簡易プロポーザルの「業務実施方針」を説明。
  - ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

## (4) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上